

## 2 受講資格と証明書類

### 1. 受講資格証明書類について

受講申込者は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項の各号のいずれかに該当することを証明する書類の提出が必要です。

各受講要件の証明に必要な提出書類は、以下のとおりです。

なお、婚姻・離婚等により、資格証明書と本人確認書類で姓が異なる場合は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本（抄本）等）をあわせて提出してください。

**※受講資格証明書類については、「下記受講要件のうち、いずれか1通のみ提出」してください。**

受講要件	必要書類
一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者	○保育士（保母）資格証明書の写しまたは保育士証の写し（※1） ★保育士登録をしていること
二 社会福祉士の資格を有する者	○社会福祉士登録証の写し（※1）
三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの	○卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ★卒業証書の写し（※1）も可 ★高等専修学校を卒業している場合は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第150条の規定を満たしているか確認すること <b>※専門学校によっては、高校卒業資格がない場合がございます。「高校卒業資格の有無」については、各市町村にて必ずご確認ください</b> ○2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類（第10条第3項第3号用）
四 教職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者	○教育職員免許状の写し（※1） ★教育職員免許状授与証明書の写しまたは更新講習修了確認証明書の写しも可（※1）
五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	○卒業証明書 ★卒業証書の写し（※1）も可 <b>※卒業証明書に記載の「学位名」に記載されている学問名を基準にご判断ください。</b> ○単位取得証明書  ★専修学校を卒業している場合は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第150条の規定を満たしているか確認すること

	<p>★「これらに相当する課程」については、文部科学省が定める学科系統分類表を参考とすること</p>
<p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p>	<p>○卒業証明書  ★卒業証書の写し（※1）も可  <u>※卒業証明書に記載の「学位名」に記載されている学問名を基準にご判断ください。</u></p> <p>○単位取得証明書  ★専修学校を卒業している場合は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第150条の規定を満たしているか確認すること  ★「これらに相当する課程」については、文部科学省が定める学科系統分類表を参考とすること</p>
<p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>○修了証明書  <u>※卒業証明書に記載の「学士名」に記載されている学問名を基準にご判断ください。</u></p> <p>○単位取得証明書  ★「これらに相当する課程」については、文部科学省が定める学科系統分類表を参考とすること</p>
<p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>○卒業証明書  ★卒業証書の写し（※1）も可  <u>※卒業証明書に記載の「学位名」に記載されている学問名を基準にご判断ください。</u></p> <p>○単位取得証明書</p>
<p>九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者</p>	<p>○卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書  ★卒業証書の写し（※1）も可  <u>※専門学校によっては、高校卒業資格がない場合がございます。「高校卒業資格の有無」については、各市町村にて必ずご確認ください</u></p> <p>○2年以上かつ2000時間以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（第10条第3項第9号用）  ★「二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」については、『「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について』（平成26年5月30日雇児育発0530第1号）を参照すること</p>

	(※2) ○市町村長が適当と認めたことを証する書類
十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	○5年以上放課後児童健全育成事業者に従事したことを証明する書類（第10条第3項第10号用）  ○市町村長が適当と認めたことを証する書類

(※1) 資格証明書等の写しは市町村長又は従事する放課後児童健全育成事業所の代表者（これから従事する者については、申込書を提出する市町村長に限る）により原本証明してください。

(例) 原本を確認のうえ、写しの余白に「記入の年月日」「市町村長名もしくは代表者名等」「原本と相違ないことを証します」と記入。

(※2) 「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」。この者は、最終的には市町村長の判断となるが、例えば、放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安と考えられること（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について（平成26年5月30日雇児育発0530第1号）より抜粋）

## 2. 本人確認書類について

資格証明書とあわせて、本人確認書類の提出が必要です。本人確認書類は、以下のいずれかです。

なお、本人確認書類に原本証明は不要です。

本人確認書類	
・住民票（※1）	・戸籍謄本（抄本）（※1）
・運転免許証（※2）	・健康保険証
・パスポート	・個人番号カード（マイナンバーカード）（※3）
・その他、公的機関が発行する身分証明書	

(※1) 研修初日からさかのぼって、おおむね6ヶ月以内に発行されたものとします。

(※2) 運転免許証は、表裏両方の写しを提出してください。

(※3) 個人番号カード（マイナンバーカード）は、マイナンバーを黒塗りした状態で提出してください。

●資格証明書等を紛失等していた場合の各関係機関の連絡先

※下記連絡先は、まず、手続き手順等を確認していただくためのものであり、さらに別機関へご連絡が必要な場合もございます。

※再交付等に要する期間や手続き等は、証明書により異なりますので、お問い合わせ時にご確認ください。

<p>第1号 保育士の資格を有する者</p> <p>「保育士（保母）資格証明書の写し」又は「保育士証の写し」</p>	<p>福祉部 子ども家庭局 子育て支援課 認定こども園・保育グループ TEL 06-6944-6678</p>
<p>第2号 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>「社会福祉士登録証の写し」</p>	<p>公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 登録部 TEL 03-3486-7511</p>
<p>第4号 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者</p> <p>「教育職員免許状の写し」 「教育職員免許状授与証明書」</p>	<p>大阪府 教育庁 教職員室 教職員企画課 財務・免許グループ TEL 06-6944-6180</p>
<p>第3・5・6・8・9号</p> <p>卒業証明書・単位取得証明書</p>	<p>在学していた又は卒業した各種高等学校・大学・大学院等へ確認してください。</p>

### 3 Q&A集

「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン(案)」に係るQ&A【第2版】(H27.4.27)より抜粋

No	項目	質問	回答
1	研修対象者	省令基準第10条第3項では、3号で児童福祉事業に従事した者について、9号で放課後児童健全育成事業に類似する事業について、それぞれ2年以上の実務経験を求めているが、児童福祉事業及び区市町村が認める放課後児童健全育成事業に類似した事業の両事業に従事した者の従事時間が、併せて2年以上かつ2000時間以上であった場合に(どちらか単独で2年以上かつ2000時間以上の条件を満たせない。)、両事業の経験を合算し研修対象者とみなすことは可能か。	省令基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件を定め、「各号のいずれかに該当する者」としているため、各号ごとの要件を満たす必要がある。
2		省令基準第10条第3項第9号で、「高等学校卒業業者等であって、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とあるが、「かつ」の解釈として、それぞれの要件が満たされれば該当すると解釈してよろしいか。	どちらかが先でなければならないというわけではなく、それぞれの要件が満たされれば該当することになる。
3		研修対象者の範囲について。「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということでのよいのか。(県内自治体から、認定資格研修だけ受けて放課後児童支援員にならない場合があるのではと問い合わせを受けた。)	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。
4	研修項目・科目及び研修時間数(24時間)等	講師要件が「一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」となっているカリキュラムについて、講師となった当該指導員は当該カリキュラムを受講したものと認定してよいのか。	科目の一部免除については、「3.実施内容」の「(6)科目の一部免除」で免除することができる科目と対象者を定めており、ご質問の内容は想定していないが、本年度、国において認定資格研修の講師を対象とする研修の実施を予定しており、その研修を受講した者を講師として認定した場合には、当該科目を受講したものと認定して差し支えないと考えている。また、国が実施する予定の認定資格研修の講師を対象とする研修については、本年度前半を目途に全国を7ブロックに分けて実施し、No.8に記載する者を受講対象とする予定であるが、予め都道府県が認定資格研修の該当科目の講師として適任であると認めた(推薦した)者を受講対象とする予定であるので、受講対象者の選定の作業に市町村とも連携して取り掛かっていただきたい。なお、当該研修に係るテキスト代や研修会場までの旅費等については、「放課後児童支援員認定資格研修事業」の対象経費に含めて差し支えない。具体的な実施方法等については、追ってお示しする予定である。
5	研修期間等	「都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。」とあるが、ここで言う6か月の範囲で実施とは、この間に、受講者は、すべての科目を修了しなければならないということか。それともあくまで、都道府県が全16科目の研修1クールを用意すべき期間が6か月以内ということか。例えば、1年間に半年ずつの研修を2クール用意した場合、受講者が都合の良い日時を選んで、1年かけて全科目を修了してもかまわないのか。	認定資格研修の実施目的を達成するには、受講者が一定の期間内で集中的にすべての研修カリキュラムを履修することが効果的であると考えられる「原則として2~3か月以内」を研修期間と設定したところであり、都道府県においても、全16科目(1クール)を2~3か月以内で実施いただきたいが、それによりがたい場合には、全16科目(1クール)を2期に分けて実施するなど最長6か月の範囲内で実施し、受講者が全16科目(1クール)を6か月以内で履修できるよう配慮願いたい。

6	既修了科目の取扱い	受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部修了証(仮称)を発行することができるものとする。」とあるが、この規定は「できる規定」と捉え、都道府県によって、一部科目修了を認めない取扱いをしても差し支えないか。	認定資格研修は、同一の都道府県で実施する一連の研修カリキュラムを履修することが基本と考えているが、転居や病気等のやむを得ない理由で全16科目(1クール)を履修できない場合には、受講者の便宜を考慮して、一部科目のみ履修した場合も当該科目については修了したものとみなすことが適当と考えられるため、都道府県の判断で修了を認めない取扱いをすることは想定していない。
7		仮に一部科目の修了を必ず認めなければならない場合、「やむを得ない場合」に限るのか。一部科目修了者にとっては、全てやむを得ない事情であり、転居と病気以外の事例でやむを得ない事情として認められる事例を具体的に示していただきたい。	「病気等」で想定されるものは、親族の葬儀や大雪等による公共交通機関の停止など、社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由と考えられるものを想定している。
8		1回の研修期間内に受講し終わらなかった場合は、すべて一部科目修了証を発行しなければならないのか。それとも受講者からの希望(申請)があった場合のみ発行することでよいか。	受講者からの申請に基づいて発行することを想定しているが、予め受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知を行う必要がある。
9		一部科目修了証の有効期限をもうけないのか。(質問No4の研修期間の考え方が、仮に全科目を受講し終えるべき期間だとすれば、両者の考え方に齟齬が生じる。もしくは、乖離が大きいように思われる。)	No4にあるとおり、認定資格研修の実施に当たっては、最長でも全16科目(1クール)を6か月以内で履修できるように配慮いただきたいと考えているが、転居先の都道府県で受講する際に定員との関係で当該科目を速やかに受講できない場合などが考えられるため、一部科目修了証を交付した日から、おおむね1年以内とすることが望ましいと考えられる。
10	受講の申込み及び受講資格の確認	「各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。」とあるが、事業者が廃業等により証明書等の発行が困難な場合、在籍歴が確認できる書類(年金の記録や当時の責任者、破産管財人が持っている在籍時の記録等)を元に作成された書類をもって証明書とすることは差し支えないか。	差し支えない。
11	受講場所	「受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに…」とあるが、「原則として」とは、どの程度の縛りをもつのか。(例えば、A県在住、B県放課後児童クラブ勤務の者は、原則B県での受講になるが、A県での受講も可能か。)	研修カリキュラムにおいて、都道府県の実情に応じて、管内の放課後児童クラブや子ども・子育て支援施策の状況等の内容を追加して研修科目等を設定いただくことを想定しているため、記載のとおりを受講場所としているが、受講者からの申し出により、真にやむを得ないと認められる場合には、この限りではない
12	修了証の再交付等	認定者から内容変更の連絡があり、その内容が住所変更で、かつ他県への変更だった場合、変更の手続きは、転出元の都道府県が行うのか、転出先の都道府県が行うのか、国としては、どのような事務の流れを想定しているのか。都道府県により流れが異なるとスムーズに他県へ情報が引き継がれない可能性も考えられる。全国共通の資格であるため、全国共通の取扱いを示していただきたい。	認定者が転居する場合の住所等の変更については、転出元、転出先、いずれの都道府県に申し出ても差し支えなく、手続もそれに伴って行っていただくことになる。都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムでは、都道府県間の転出等があった場合に、転出元の都道府県から転出先の都道府県に、転出した認定者の情報を送信することが可能(ただし、複数回の転出を繰り返した場合、情報の送信が可能なのは直後の転出先の都道府県のみ)となっており、転出先の都道府県において、引き続き名簿を管理していただくこととなる。また、転出元の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出先の都道府県へ、転出先の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出元の都道府県へ、変更に係る情報を送付(転出の処理)していただく必要があるため、申し

			出を受ける際、その情報の送付について、認定者から書面等により同意を得る必要があることに留意されたい。※本人同意がないと、個人情報保護審議会への諮問等の手続が必要となる場合もある。
13		認定者が、認定を受けた都道府県から転出後に、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（汚損）した場合、その申し出は、転出元の都道府県に行うのか、それとも、転出先の都道府県に行うのか。修了証の再交付はどこが行うのか。	氏名の変更又は修了証の紛失（汚損）の場合には、修了証の再交付の手続が生じるが、再交付は修了証を交付した（認定した）都道府県が行うことになる。このため、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（汚損）した場合には、基本的に、修了証を交付した（認定した）都道府県に申し出ていただくことになるが、転出先の都道府県においても情報の更新が必要となるため、転出先の都道府県にも申し出ていただく必要がある。なお、修了証を紛失（汚損）した場合で、再交付した修了証番号に変更が生じない場合には、転出先の都道府県に申し出ていただく必要はない。
14	認定の取消	<p>医師免許等の国家資格の取消については、情報を吸い上げるシステムと医道審議会のような判断する機関があるが、本資格も国家資格に準ずる想定で全国共通の資格とするならば「取消の取扱い」についても明確に示すべきではないか。（例えば、A県で取消しを受けた者が、B県で再度研修を申し込んできた時に、A県とB県との情報提供方法や取消し後の取扱い等について、都道府県の裁量ではなく全国共通の取扱いを示していただきたい。）</p> <p>支援員に上限年齢を設けるか、認定資格の有効期限を設けるなどしないのか。認定者の転居、違反、死亡等が発生しながら都道府県が把握できなければ、名簿管理数が膨らむ一方であり、管理が困難になることが予測されるが、このような情報を吸い上げる仕組みについては、どのように想定しているのか。</p>	認定の取消があった場合、都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムにより、各都道府県から厚生労働省に取消された者の情報を送信していただき、厚生労働省において集約した情報を、各都道府県に提供する仕組みとしている。放課後児童支援員の年齢制限等は、省令基準では想定していない。
15	研修会参加費用等	区市町村においても受講料の予算化をしなくてはならず、受講者の負担金額について提示される時期の目処と額を示していただきたい。	研修会参加費用については、「研修会参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする」とする予定である。また、放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費の中に計上しているところであり、受講者に代わって運営主体が負担することも可能としている。
16		補助対象経費について、放課後児童支援員の旅費は運営費本体の対象経費としてよいと聞いたが、テキスト代はどうか。	テキスト代についても、運営費本体の対象経費として計上して差し支えない。

「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係る Q&A（新規分）（H29.3.31）より抜粋

1	研修項目・科目及び研修時間数（24時間）等	「平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）では、「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる」とされているが、	<p>①基本的に、科目、講義内容、講義教材、講義時間数、講師等を勘案して、都道府県において、認定資格研修ガイドラインに定める講義と同一若しくはそれ以上の内容・水準であると判断される場合を想定している。なお、「みなす」仕組みを導入するかどうかは各都道府県において必要に応じてご判断いただきたい。</p> <p>②国庫補助事業である「放課後児童支援員等資質</p>
---	-----------------------	--	--

		<p>①「認定資格研修の科目と同等以上の内容」とは具体的にどのような内容か。</p> <p>②「放課後児童支援員等資質向上研修等」はどのような研修を想定しているか。</p> <p>③受講したとみなすことができる研修の受講期間はいつまで遡って対象となるか。</p>	<p>向上研修事業」のほか、自治体独自で実施（委託による実施を含む）する研修を想定している（自治体以外が実施する研修は含まない）。</p> <p>③科目や講義内容等も様々であることから、一律に対象となる受講期間をお示しすることは難しいが、現行実施している認定資格研修によって得られる直近の知識・技能と同等以上のものを得るに必要な研修内容であったかどうか等を勘案し、判断されたい。</p>
2		<p>「平成 28 年度の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）では、「認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができる」とされているが、その考え方如何。</p>	<p>既に「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインに係る Q&amp;A」（第 2 版）により、国の健全育成指導者養成研修を受けた場合には、認定資格研修を受講したものと認定して差し支えないこととしているが、さらに、実際に講師をしていただいて、その講義内容から、都道府県において当該科目を受講したのと同等又はそれ以上の知識・技能を有するとみなすことができると判断した場合は、認定資格研修を受講したものと認定して差し支えないとしたものである。</p>

### 放課後児童健全育成事業等に係る Q&A（新規分）(H30.3.30) より抜粋

1	放課後児童健全育成事業	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）により新設された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 3 項第 10 号で、新たに放課後児童支援員の資格要件の拡大の対象になるのは、どのような方か。</p>	<p>改正省令で、新たに「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を放課後児童支援員の資格要件の対象とした。具体的には、地方分権提案募集で、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために、放課後児童支援員になれない方がいるため、放課後児童支援員の資格要件を拡大すべきではないかのご提案を踏まえて改正するものであり、放課後児童クラブに長年勤務しているが、現行の資格要件を満たさない方を想定している。</p>
2		<p>第 10 条第 3 項第 10 号で、なぜ「5 年以上」の実務経験を求めているのか。「5 年以上」とは、常勤で勤務していたことを意味するのか。例えば、一週間のうち何日といった勤務形態や、長期休業期間中のみ勤務についてはどのように解釈すべきか。</p>	<p>放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験が必要と考えており、「5 年以上」の実務経験を要件とした。なお、同号第 9 号の高等学校卒業者等について 2 年以上の実務経験を求めていることとのバランスも考慮したものである。「5 年以上」の考え方については、必ずしも常勤で勤務していたことを求めるものではないが、実務経験証明書等から判断して、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が 5 年以上である者を対象とする趣旨である。長期休業期間中のみ就業については、必ずしも「継続的」とは言えないものと考えられる。</p>
3		<p>第 10 条第 3 項第 10 号の規定に基づき、「市町村長が適当と認めたもの」が放課後児童支援員となる資格を有するが、市町村長はどのような観点で判断をするのか。</p>	<p>児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項及び第 2 項に規定する届出がなされた放課後児童健全育成事業について、5 年の実務経験が認められ得るものか、また、その勤務姿勢等が適正であったか、という点について判断をすることが考えられる。</p>
4		<p>第 10 条第 3 項第 10 号の規定において、実務経験の対象となる事業を放課後児童健全育成事業に絞っている理由は何か。例えば、児童館での勤務は対象とならないのか。</p>	<p>上述のとおり、放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験を求めるに当たり、放課後児童クラブでの経験を求めたものである。そのため、児童館での勤務は対象とならない。</p>
5		<p>改正省令は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなっているが、当該施行日に条例が施行できず、「従うべき基準」にもかかわらず省令と条例の規定内容に差が生じてしまう場合について、どのように考えるべきか。</p>	<p>「従うべき基準」については、従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されていることから、省令と条例の規定内容に差が生じていることをもって、直ちに問題になるものではないと考えている。</p> <p>そのため、例えば今回の中卒者を認める改正について、地域でそのような者の該当がない等、各地域</p>

			<p>における判断により、対象を拡大せず、条例改正を行わないこともあり得る。他方、仮に条例を改正しないとしても、現場から相談があった場合には、速やかに条例改正をする必要がある。</p> <p>なお、中卒者を支援員として含めることが適切でない、という考えから条例改正をしないということであれば、自治体としてしかるべき説明が必要である。</p>
6	放課後児童健全育成事業	<p>基準省令第10条第3項第4号に関して、改正省令により、何が改正されたのか。今般の改正により、放課後児童支援員になるに当たり、教員免許状更新講習を受ける必要がなくなったのか。</p>	<p>当該規定は、教諭となる資格を有する方について、放課後児童支援員の資格者として規定しているが、教員免許更新制との関係で分かり難い規定となっていたことを踏まえ、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と改正したものである。</p>
7		<p>改正省令による改正後の基準省令第10条第3項第4号に規定する「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とは、具体的にどのような者を指すのか。有効期間が切れた教員免許状を有する者は該当するのか。</p>	<p>当該規定の対象者の具体的な範囲について、改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にする、という解釈に変更はないと考えているが、省令改正後は、明確に、特別支援学校の教員免許のみを有する方、臨時免許状や特別免許状を有している（いた）方、養護教諭免許を有する方についても含まれることとなる。</p>
8		<p>（効力を失った教員免許状を有している者又は）教員職員免許法第11条の規定により教員免許状を取上げられた者については、改正省令による改正後の基準省令第10条第3項第4号の規定との関係で、どのように取り扱うべきか。</p>	<p>なお、教員免許更新制の導入によりかつて教員免許を取得したが、免許自体は更新を受けておらず失効している方についても、当然ながら対象となる。</p>
9		<p>基準省令第10条第3項第5号から第8号までの各号に規定する大学等で履修する「社会福祉学」や「心理学」等は、具体的にどのような内容を規定したものか。</p>	<p>各号の規定については、それぞれ規定されている学問名に関して、大学や短大で対応する学習を行い、学士等を修得したことを指しており、単に関連する単位を修得したことを指すものではない。</p> <p>なお、当該各号に掲げる放課後児童支援員の基礎資格要件に該当するかを確認するにあたって、学士等の名称が省令に示した学問名とは一致していない場合であっても、内容が関連するものであれば認められるものと考えます。（例：子ども学→教育学に該当）</p>

「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」に係る Q&A（新規分）(R2.3.31) より抜粋

1	研修対象者	<p>「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」と改正されたが、「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。</p>	<p>翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。</p>
2		<p>基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。</p>	<p>大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体が適当と判断した場合に可能となる。</p>
3		<p>基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。</p>	<p>認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。</p> <p>したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。</p>